書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０１５号
東京都文京区本郷４丁目３番４号
清算株式会社　ＩＭ株式会社
代表清算人　高瀬　浩幸
１　決定年月日　令和8年5月8日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２０１６号
東京都板橋区向原三丁目10番37号
清算株式会社　株式会社エルミタージュ
代表清算人　野上　秀人
１　決定年月日　令和８年５月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３００８号
大阪府東大阪市池之端町８番18号
清算株式会社　アイティ株式会社
代表清算人　池端　　一
１　決定年月日　令和８年５月12日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有する者を「協定債権者」という。
第２　条項
１　別紙協定債権弁済表記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）は、清算株式会社に対し、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する各協定債権（利息、損害金の一切を含む。）の総額について、その債務を全部免除する。
２　第１項の債務免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙記載の「協定案第２．２に基づく弁済に係る按分割合」欄の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第１項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１号
香川県観音寺市坂本町五丁目１７番１７号
清算株式会社　新光実業株式会社
代表清算人　山崎裕之
１　決定年月日　令和８年５月１２日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
別表の「協定債権」欄のうち利息・遅延損害金については、特別清算手続開始決定前後にかかわらず、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
２　弁済の場所
協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、別表の「協定債権」欄の「区分」欄において一般債権とされたものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
清算株式会社は、一般債権者に対し、一般債権のうち特別清算開始決定日の前日までの原因に基づいて生じた債権の元本について、以下のとおり弁済する。
（１）第１回弁済
①　本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に、一般債権者に対して、別表の「弁済額」欄のうち「第１回弁済額」欄記載の金額を弁済する。
②　清算株式会社が①の弁済が実施される日において預金債権等を有している一般債権者については、①で計算された別表「弁済額」欄の「第１回弁済額」欄記載の金額から、①の弁済が実施される日における預金債権等の額を控除した金額を支払うこととし、控除された当該預金債権等の金額は第１回弁済額の一部に充当されるものとする。
③　第１回弁済額は、別表の「協定債権」欄の「元金」欄記載の元本に充当されるものとし、第２回弁済以降の全ての弁済の充当方法は、本文に倣うものとする。